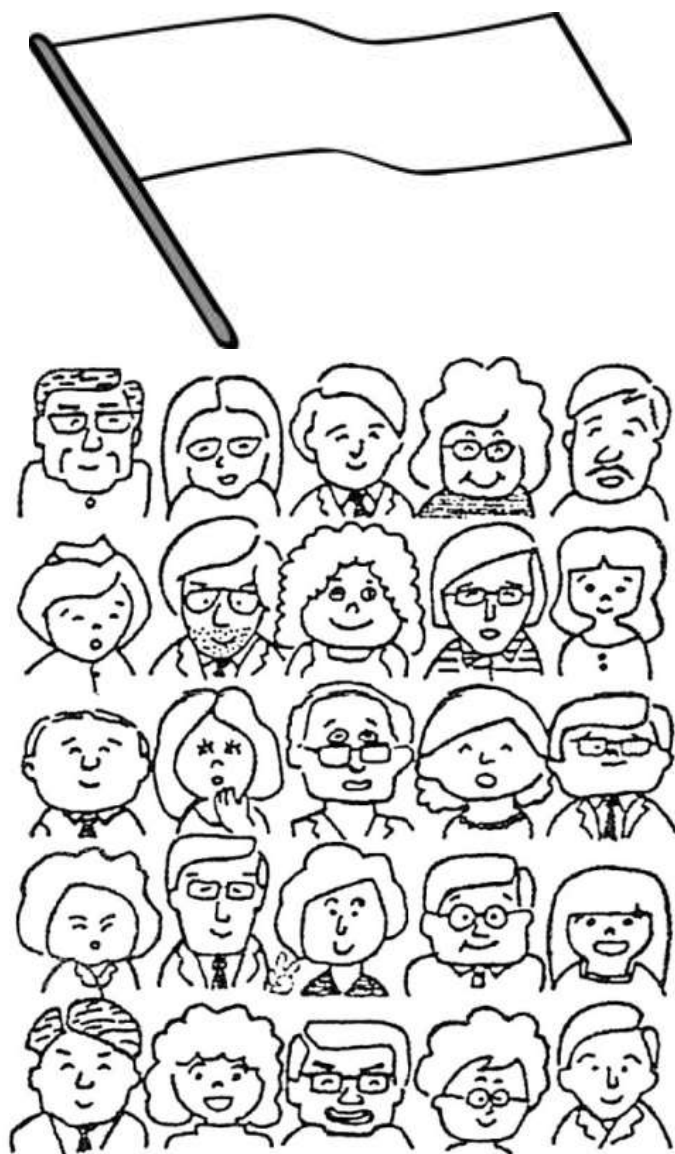


徳大労組 第 22 回定期大会

(日時) 2025 年 6 月 28 日 (土) 13 : 00 ~ 16 : 00

(会場) 蔵本会館



徳島大学教職員労働組合

徳島大学教職員労働組合 第 22 回定期大会 議案書

目 次

第 1 号議案	2025 年度役員等選挙結果に関する件	2
第 2 号議案	2024 年度の活動報告に関する件	4
第 3 号議案	2025 年度の活動方針に関する件	8
第 4 号議案	2024 年度（24 年 6 月－25 年 5 月）会計決算報告に関する件	12
第 5 号議案	2025 年度（25 年 6 月－26 年 5 月）会計予算に関する件	12
第 6 号議案	全大教中央執行副委員長への推薦に関する件	15
付録	徳島大学教職員労働組合規約	16
	徳島大学教職員労働組合組合費規約	21
	徳島大学教職員労働組合役員選出規定	22
	徳島大学教職員労働組合出張費規定	23
	徳島大学教職員労働組合慶弔規定	24

2025 年度役員選挙および第 22 回教職員労働組合定期大会代議員選挙に関し、6 月 2 日（月）8 時 30 分から 9 日（月）18 時まで投票を実施し、11 日（水）に開票を行いました。

その結果は以下の通りです。

（１） 投票総数および投票率

公示時有権者数：128

有効投票総数：101（学内便投票 34、オンライン投票 67）

棄権：2

投票率：78.9%

※一部に微妙な箇所のある票が 4 票ありましたが、委員会で判断いたしました。

結果の大勢に影響はございませんでした。

投票総数は公示時有権者数の 3 分の 2 を超えており、本選挙は成立いたしました。

（２） 選挙結果

別紙（添付ファイル）の通り候補者全員が有効票の過半数を得ており、信任されました。

《参考》

徳島大学教職員労働組合役員選出規定

第 11 条：選挙および信任投票は組合員の有権者総数の 3 分の 2 以上が投票することにより成立する。

第 13 条：信任投票の場合には、有効投票の過半数の支持により信任されたものとする。

選挙の実施にご協力いただきまして、組合員の皆様に篤く御礼を申し上げます。

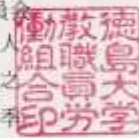
選挙管理委員長	大村和人
選挙管理委員	上原克之
選挙管理委員	野田実季

徳島大学教職員労働組合選挙管理委員会

委員長 大村和人

委員 上原克之

委員 野田実季



1. 徳島大学教職員労働組合 2025 年度役員

中央執行委員長	(1名)	山口裕之	信任 97 票
中央副執行委員長	(1名)	齊藤隆仁	信任 96 票
書記長	(1名)	吉岡宏祐	信任 98 票
書記次長	(1名)	田中章子	信任 98 票
会計	(2名)	浅田沢	信任 97 票
		中島孝子	信任 98 票
監査委員	(2名)	安間了	信任 99 票
		塩川奈々美	信任 99 票
選挙管理委員	(3名)	伏見賢一	信任 99 票
		徳永美里	信任 99 票
		山口博史	信任 99 票

2. 徳島大学教職員労働組合 2025 年度 教職員支部選出役員

中央執行委員	(3名)	荒武達朗	信任 100 票
		坪内裕子	信任 99 票
		内山八郎	信任 98 票
中央委員会委員	(5名)	新田元規	信任 98 票
		端野晋平	信任 98 票
		藤原茂樹	信任 98 票
		梶田敬介	信任 98 票
		篠原佳奈	信任 98 票

参考：中央執行委員（各支部 50 名以下に対し 1 名、51 名～100 名で 2 名、
101 名以上で 3 名選出） 教職員支部 3 名
中央委員会委員（各支部 20 名以下に対し 1 名選出、20 名ごとに 1 名、
81 名以上は 5 名選出） 教職員支部 5 名

3. 徳島大学教職員労働組合 第 22 回定期大会 教職員支部選出代議員（10 名）

呉羽千恵子	信任 100 票
大北亜希	信任 98 票
富永幸子	信任 99 票
西岡久美子	信任 99 票
西山賢一	信任 98 票
吉田文美	信任 96 票
天野晴香	信任 99 票
大塚綾子	信任 99 票
伊藤桃代	信任 99 票
山内曉彦	信任 96 票

参考：第 20 回大会代議員（支部組員数 10 名に対し 1 人選出、91 名以上は 10 名選出）
以上

1. 2024 年度中央執行委員会の取組み概要

徳島大学教職員労働組合は、昨年の定期大会で以下の3つの活動方針を決定した。

- 1) 徳島大学を誇りに思い、安心して働ける職場とするよう、教職員の労働条件の改善や地位向上の方策を大学運営者側に提案します。
- 2) 職域を越えた職場の支援ネットワークとして職員間の交流・学習の機会を提供します。
- 3) 過半数組合づくりの取り組みを推進します。

上記方針にもとづき、11月8日に、毎年恒例となっている学長・病院長あての要望文書を提出し、学長懇談・病院長懇談に臨んだ。要望項目は、①政府・財界主導の「大学改革」への対応について。②全教職員に関連する事項について。③教員の労働条件改善について。④事務職員の労働条件改善について。⑤パート職員・契約職員の労働条件改善について。⑥病院職員の労働条件改善について。以上6点。それぞれにつき概要を具体的に報告する。

最初に、今年度獲得した成果の一覧を示す。

★獲得した成果

- ・人事院勧告に準拠して、昨年4月に遡って給与を増額する。
- ・通勤手当について、2025年4月から支給限度額を1カ月あたり5.5万円から15万円に引き上げる。
- ・学会・研究会等への参加に伴う子どもの旅費を研究費から支給する制度については、関係部局と確認しながら、その導入について検討する。
- ・事務補佐員の時給を2025年4月より以下のように増額する。1年目1260円(156円増)、2年目1298円(160円増)、3年目1336円(144円増)とする。
- ・労働時間管理者への研修に関しては、その実施に努めていくこととする。

- ・病児・病後児保育については、設置のための手続き及び予算・施設の確保等について、関係各署と調整を進めていくこととする。

以下の文中の上記成果に関連する部分に、★印をつける。

1) 誇りに思える職場づくり

【第一回学長懇談】

12月9日に学長懇談を開催し、先述の6点のうち、病院に関する⑥以外の5点について意見交換を行った。大学側の回答と組合側の見解は以下のとおり。

① 政府・財界主導の「大学改革」への対応について

〈組合側主張〉運営費交付金の削減等、「大学改革」政策への対応につき、引き続き協議を希望する。

〈大学側回答〉：知事・県選出議員に資料を渡して、国立大学における運営費交付金の窮状について訴えている。

〈組合側主張〉地方大学の窮状を地元国会議員に言うのは国の政策決定に影響を与えるうえで重要であると考え。我々も議員回りをしている。引き続きその辺は協調してやっていきたい。

② 全教職員に関連する事項について

- 1) 〈組合側主張〉：昨年度に引き続き、今年度も人事院勧告が増額改定となった。昨今の物価高に対応して妥当な給与水準となるよう、給与を増額させるよう求める。

〈大学側応答〉：教職員の待遇改善については、令和6年人事院勧告に準拠して行う。★

- 2) 〈組合側主張〉燃料価格の高騰を踏まえた通勤手当の増額を求める。

〈大学側応答〉通勤手当については、令和7年4月から支給限度額を1カ月あたり15万円に引き上げる予定である。★

- 3) 〈組合側主張〉蔵本駐車場について、引き続き①無料駐車券の配布基準の見直し、②他事業所と比べて高額な駐車料金の見直し、③朝の出勤時間帯の混雑緩和策、④通勤する職員分の駐車スペースの確保を希望する。

〈大学側応答〉①と②については、蔵本駐車場委員会の決定を尊重したい。③西側ゲートの使用をお願いしたい。④現状では、駐車スペースの確保は難しい。

- 4) 〈組合側主張〉年度初めの大学・病院説明会のプログラムに組合説明会を取り入れていただくよう希望する。

〈大学側応答〉従前どおり休憩時間等に大学のオリエンテーションとは別で、組合説明会を実施していただくことであれば差し支えない。

③教員の労働条件改善について

- 1) 〈組合側主張〉年俸制教職員に大学院担当手当・住居手当・扶養手当を付けることを求める。

〈大学側応答〉年俸制と月給制はそもそも違う制度で、それも含めたのが年俸制である。

〈組合側主張〉退職金を決めるときも、月給だと仮定した時の勤務期間内の毎年の昇給を勘案し、退職時の月給額を決めてそこから退職金額を決めている。年俸制と月給制が全然別物であるというのは事実ではない。

- 2) 〈組合側主張〉学会・研究会等への参加に伴う子どもの旅費を研究費から支給できるよう改善を求める。

〈大学側応答〉学会・研究会に伴う子どもの旅費を研究費から支給できる制度を導入できるかどうかを関係部局に確認しながら検討して参りたい。★

- 3) 〈組合側主張〉教務委員長や入試委員長など、部局ごとの委員会の長にも手当を付けることをご検討いただきたい。

〈大学側応答〉手当を新設することは現時点で検討していない。

- 4) 〈組合側主張〉任期付き教員等の産休・育休・介護休暇にともなう任期延長を求める。

〈大学側応答〉、育児休業等を取得した分の任期について10年を超えて延長することは難しい。ただし、任期満了後、部局の裁量により、本学の任期雇用契約10年を超えない範囲内であれば、労働基準法第14条の労働契約期間内で引き続き再採用することは可能である。

- 5) 〈組合側主張〉研究職の教員を10年で雇止めにするのは、法の趣旨に反するので、これを行わないよう求める。

〈大学側応答〉本学ではH26年に改正労働契約法への対応方針を通知している。

④事務職員の労働条件改善について

- 1) 〈組合側主張〉：昨年度より定年延長が実施されているが、従来の定年年齢を超えた場合には給料がそれまでの7割となる。業務内容が同じで給料が3割減というのは明らかにおかしいので、改善を希望する。

⑤パート職員・契約職員の労働条件改善について

- 1) 〈組合側主張〉：大学側への事前質問に対して、10月28日付で、「事務パート職員等の4年目以降（採用から3年以上）の時給アップについては、未だ結論には至ってはいませんが、検討を継続しています」との回答を得た。この点について、いつまでに結論を出す予定であるのか。
〈大学側応答〉：いつまでというのは決まっていないが、重要な案件であるとの認識のもと検討していきたい。

- 2) 〈組合側主張〉：徳島県の最低賃金が84円上がったのに伴って、事務補佐員等の時給と最低賃金との差は肉薄している。おそらく、人勧準拠で来年の4月より、時給は上がるかと思われるが、以前ほどの優位性はない。

〈大学側応答〉：1年未満の事務補佐員の時給は1260円で156円のアップになる。1年以上2年未満の方は1298円で160円のアップに、2年

以上の方については、1336 円で 144 円のアップになる。★

- 3) 病院の病棟クランクを契約職員化したうえでボーナスを支給してほしいとの要望を病院側に出したところ、「それは規則がありできない」とのことであった。その規則は何か問い合わせたところ、2014 年に出された「改正労働契約法への対応方針」とのことである。10 年前の方針は変えることができると思うが、それで間違いないか。

〈大学側応答〉：準拠しなければならない法律等が無い限り、変えることはできるかと思う。

【病院長懇談】

病院長懇談を 12 月 17 日に実施した。病院職員の待遇改善として、下記の点について意見交換を行った。

①医員・研修医等について

- 1) 〈組合側主張〉：医員・研修医・修練歯科医のさらなる日給の増額を求める。

〈大学側応答〉：昨年医員に関しては、少し上げさせていただいた。その結果、中四国の大学において真ん中くらいの水準になっている。研修医は 10 月から上げている。今後も引き続き努力したいと考えている。

- 2) 〈組合側主張〉：労働時間管理者に対して、労働基準法と労働組合法の基本について、研修することを希望する。

〈病院側応答〉：労働時間管理者への研修に関しては、努めていきたい。★

- 3) 〈組合側主張〉：現在は医師に限定されている「臨床手当」を、歯科医師にも支給することを求める。

〈病院側回答〉：臨床手当について、経営状態が一番関係してくる。なかなか難しい。

- 4) 〈組合側主張〉：放射線取扱手当の増額を求める

〈病院側応答〉：放射線取扱手当について、様々な職種の貢献度を考えていきたいが、病院の収

入の件があって、特に今年は赤字になりそうだということで厳しい。

② 看護師等について

〈組合側主張〉医療関係職種の給与の引き続きの改善をお願いする。

〈大学側回答〉：看護師の処遇改善や医員の給与が安いなど、出来ることなら何とかしたいと思う一方で、こんな時に限って医療機関が赤字になりジレンマに陥っている。看護補助者の契約職員化に対しても柔軟に対応したいとは思っている。それを受けてどこまでできるか検討してみたい。

【その他の取り組み】

- 1) 病院職員の労働条件改善に関して、1 月 31 日に問い合わせを行った。それに対して 2 月 20 日付で下記の回答を得た。

・大学職員全体を対象とした福利厚生について
病児・病後児保育はすべての大学職員を対象とした事業のために、大学本部と連携し、設置のための手続き及び予算・施設の確保等について、関係各署と調整を進めている。★

・看護助手の契約職員化について
看護助手については、元病棟クランクのみでなく看護助手全体での取組が必要だと考えており、勤務時間等を個々の希望に合わせた勤務体制を導入するなど、人材確保を進めていく。

2) 入試手当支給細則に関する申し入れ文書の送付

新たに導入が検討されている入試手当支給細則においては、教科ごとにポイントの差が設けられている。こうしたポイントの不均衡についてその見直しを要望すべく 5 月 9 日付で申し入れ文書を送付した。

2) ネットワークづくり

新型コロナウイルスが一段落したため、2024 年 10 月 29 日に新入組合員の歓迎会を行い、12 名の

参加があった。加えて、2025年2月14日(金)に開催した送別会では13名が参加した。

徳島労連や医労連との協力関係も引き続き良好である。国公労連や徳島労連、医労連など地域の労働団体の活動にも積極的に参加した。(対外活動については「活動の記録」を参照。)

また、未組合員対象のメルマガ「徳島大学教職員労働組合からのお知らせ」は114号を迎え、組合活動に対する未加入の教職員の認知度や好感度は確実に高まっている。組合員対象の「中執便り」も193号を越え、組合員の連帯感の向上に大きな役割を果たしている。

3) 過半数組合づくり

日ごろからの教職員への加入呼びかけや、労働相談への対応、4月の病院オリエンテーションでの組合説明などを実施した結果、24年度中(24年7月1日～25年6月1日現在)に15名の新規加入があった。4名の退職、3名の退会で、差し引き8名の増加(ちなみに23年度は6名の増加、22年度は10名減少、21年度は5名増加、20年度は21名の増加)。今後とも、組合活動の有効性をアピールして、組合員増を実現していくことが必要である。

<対外活動の記録>

●全国大学高専教職員組合(全大教)

(単組代表者会議・教研集会等)

- ・2024年7月20日(土)10:00～17:00 全大教定期大会 @Web(河野)
- ・9月7日(土)全大教2024年秋のオンライン交流集会 @Web(河野)
- ・11月10日(日)13:00～17:00 合同地区別単組代表者会議 @Web(内山)
- ・2025年3月1日(土)13:00～17:00 合同地区別単組代表者会議 @Web(浅田)

●徳島県労働組合総連合(徳島労連)&徳島県医療労働組合連合会(県医労連)

- ・2024年8月23日(金)14:00～18:30 徳島県医労連第52回定期大会 @あわぎんホール(坪内・河野)
- ・10月6日(日)10:00～13:00 徳島労連第36回定期大会 @徳島県国保会館(浅田)
- ・2025年1月11日(土)徳島労連25国民春闘討論集会 @ザ グランドパレス徳島(吉岡)
- ・1月25日(土)9:30～12:30 医労連第53回中央委員会 @徳島健生病院(田中)

●徳島県国家公務員労組共闘会議(徳島県国公)

- ・2025年1月16日(木)18:30～20:00 徳島県国公春闘討論集会及び定期大会 @あわぎんホール(齊藤・吉岡)

●その他

- ・2024年10月30日(水)18:30～20:00 医労連四国の医療と福祉ではたらく女性の集い in 徳島(田中・徳永)
- ・11月21日(木)過労死等防止対策推進シンポジウム @徳島大学(齊藤・吉岡)
- ・2025年1月30日(木)18:30～19:30 四国の医療と福祉で働く女性の集い in 徳島 @Web(田中)
- ・2月1日(土)10:00～16:30 原発ゼロ徳島連絡会 @とくぎんトモニプラザ(齊藤)
- ・5月22日(木)四国の医療と福祉で働く女性の集い in 徳島(田中)
- ・5月31日(土)四国の医療と福祉で働く女性の集い in 徳島(田中・徳永・坪内)

1. 基本方針

●労使関係、労働条件の改善について

- ① 教職員の賃金・労働条件は、組合との団体交渉を誠実にやり決定するという労使関係を確立すること。
- ② 大学病院に勤務する看護師の労働条件を抜本的に改善すること。看護師を充分確保・増員し、7対1看護の体制において、安全で安心して働ける労働環境になるよう看護師の意見を取り入れた職場改善システムを構築すること。
- ③ 事務系の職場や病院において、不払い残業の根絶を始めとして労働基準法など法令を遵守するとともに、労働時間を短縮すること。そのため、労使協議の場を設けること。
- ④ 助教の研究環境の充実と待遇改善を行うこと。また、助教等を全員任期付きとするなどの無限定な任期制の導入は行わないこと。
- ⑤ 教職員の単身赴任手当における対象者規定の見直しを検討し適正な運用になるように改善すること。
- ⑥ 教育研究水準を低下させ、教職員の労働強化を招く人件費削減・人員削減計画については、労働組合と協議し再検討すること。
- ⑦ 教員賃金水準を5%引き上げて私立大学との格差是正をはかること。職員は国家公務員との給与格差是正のため昇任・昇格等の改善を行うこと。
- ⑧ 教員任期制の導入に際しては、無限定な任期制を行わず、教員任期法に基づき、選択的限定的任期制、本人合意、組合との交渉事項であること等のルールを確立すること。
- ⑨ 年俸制の無限定的な導入を避け、年俸の減額は行わないこと。
- ⑩ 教職員の評価と査定昇給問題について、評価基準が不透明・未成熟な現状では、現行システムの実施上での問題点を調査検討し改善

策を提示すること。公正かつ透明性のある評価基準、評価への異議申し立て権の保障、査定のあるり方について組合との交渉事項とすること。

- ⑪ 教職員のワーク・ライフ・バランスを考え、次世代育成支援推進法に基づく実効性ある「行動計画」を教職員の意見を取り入れて改善すること。
- ⑫ 全学の人権委員会が教職員にとって真に相談しやすいものとして機能するように改善すること。

●教育研究環境の充実

- ① 授業料等の学生納付金の高額化、教育研究条件の貧困化は、学生の学ぶ権利の侵害であることの認識を共有し、その改善の取り組みを強めること。
- ② 競争的予算配分、学長等の裁量経費への偏った予算配分が基礎的で長期的な教育研究の基盤を壊し、歪めていることを認識し、均衡のある長期的視点から教育研究の推進を助成すること。
- ③ 大学の教育研究のあり方、特性を活かし、「学術の中心として」「深く専門の学芸を教授研究」(学校教育法 83 条)ができるよう財政基盤を整備すること。

●大学運営に関すること

- ① 学長選考、理事選任は、民主的ルールに基づき行うこと。具体的には、学長選考は学内構成員による投票制度を維持・尊重すること、学長の理事選任は教育研究評議会の推薦、経営協議会の意見聴取を取り入れること。
- ② 情報公開、透明性の担保の原則を明確にし、役員会、教育研究評議会、経営協議会及び教授会の議事の概要を作成し、公開すること。
- ③ 教育研究の充実、活性化の観点から財政・経営問題を含めて、教育研究評議会・教授会が自

治・自律的な機能を十分に発揮すること。経営協議会は教育研究の充実のため、その整備、充実、支援に当たること。

- ④ 教育研究評議会の評議員のうち、国立大学法人第 21 条第 2 項の四に規定する「その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員」の指名に際しては、大学を構成する部局その他の教育研究上の重要な組織から選出されたものを含むこと。
- ⑤ 教育研究評議会で審議に付す重要事項は基本的に教授会での審議を経ること。
- ⑥ 教員人事に関しては、教授会・教育研究評議会の議に基づき採用、昇格、降格、異動、解雇等を行うこと。

2. 2025 年度の活動方針

昨年度に引き続き、私たちは次に掲げる 3 つの活動方針で 2025 年度の組合活動を実施していく。

- 1) 徳島大学を誇りに思い、安心して働ける職場とするよう、教職員の労働条件の改善や地位向上の方策を大学運営者側に提案します。

組合員や組合員以外の教職員の声も集めて、大学役員会や各部局長等に対して労働条件の改善に向けて団体交渉し、より良い職場になるよう努力する。人事院勧告や政府の人件費抑制策等の動向にも留意して、活動に取り組む。具体的には、後述の内容を「2025 年度学長・病院長への要望」として、中央委員会・定期大会の議を経て大学側に提出する。

- 2) 職域を越えた職場の支援ネットワークとして職員間の交流・学習の機会を提供します。

- ① 組合員同士が交流できるように、懇親会をな

るべくたくさん開催する。

- ② 徳島労連などのイベントも組合員に紹介し、参加を募る。
- ③ さまざまな**教研集会**にもなるべく参加者を送り込み、学習や情報収集の機会とする。

3) 過半数組合づくりの取り組みを推進します。

加入促進策と、組合活動の広報を中心に、過半数組合の実現のために活動する。

- ① 病院や事務職員の新人オリエンテーションで組合説明会を実施し、加入を呼びかける。他大学の例を参考に説明会の工夫を重ねる。
- ② 未組合員向けのメルマガ「徳島大学教職員労働組合からのお知らせ」、組合員向けの「中執便り」の配信を継続する。看護師向けの広報活動について有効な方法を検討し、実施する。
- ③ 事務職員、病院、加入者の少ない部局、非常勤職員・ポスドクなど多方面に積極的な組合加入の促進を展開する。

2025 年度学長・病院長への要望

例年、中執だよりなどで組合員の声を集約して要望文書を作成している。以下の要望項目をもとに中央執行委員会で要望文書を作成し、大学側に提出する。要望文書案は、提出前に中執だよりで組合員のみなさまにお諮りし、ご意見を反映させる。

1. 政府・財界主導の「大学改革」への対応について

運営費交付金の削減等、「大学改革」政策への対応につき、引き続き協議を希望します。

2. 全教職員に関連する事項について

- 1) 昨年度に引き続き、今年度も人事院勧告が

増額改訂となる可能性があります。昨今の物価高に対応して妥当な給与水準となるよう、給与を増額させるよう求めます。

- 2) 人事院勧告と関連して、若年層のみならず全体的に給与を上げることを要求いたします。また、年俸制対象者や非常勤講師についても人事院勧告に準じた改善を行うよう要望します。
- 3) 蔵本駐車場について、引き続き①無料駐車券の配布基準の見直し、②他事業所と比べて高額な駐車料金の見直し、③朝の出勤時間帯の混雑緩和策、④通勤する職員分の駐車スペースの確保を希望します。

3. 教員の労働条件改善について

- 1) 年俸制教職員に大学院担当手当・住居手当・扶養手当を付けることを求めます。
- 2) この数年、月給制の教員については人事院勧告に準拠した賃上げが行われています。それに準じて、年俸制の教員の年俸額についても見直すことを求めます。
- 3) 教務委員長や入試委員長など、部局ごとの委員会の長にも手当を付けることをご検討ください。
- 4) 任期付き教員等の産休・育休・介護休暇にともなう任期延長を求めます。
- 5) 研究職の教員を10年で雇止めにするのは、法の趣旨に反しますので、これを行わないよう求めます。

4. 事務職員の労働条件改善について

一昨年度より定年延長が実施されていますが、従来の定年年齢を超えた場合には給料がそれまでの7割となります。業務内容が同じで給料が3割減というのは明らかにおかしいですので、改善を希望します。

5. パート職員・契約職員の労働条件改善について

- 1) パート職員・契約職員の時給を、契約後3年を超えてもアップするように改善を求めます。
- 2) パート職員にも一時金を支給するなど、更なる待遇向上を求めます。
- 3) 看護補助者を「契約職員」として雇用することを求めます。

6. 病院職員の労働条件改善について

①医員・研修医等について

- 1) 医員・研修医・修練歯科医のさらなる日給の増額を求めます。
- 2) 現在は医師に限定されている「臨床手当」を、歯科医師にも支給することを求めます。
- 3) 放射線取扱手当の増額を求めます。
- 4) 時間外・休日・深夜における緊急手術等に関する手当および特別休暇の新設については、医師の勤務負担を実質的に軽減するものとして形骸化しないよう、運用面で十分な配慮を求めます。
- 5) 緊急手術の実施にはコメディカルスタッフの協力が不可欠であるため、医師のみならずコメディカルスタッフにも相当の手当が支給されるよう求めます。

②看護師等について

- 1) 医療関係職種の給与の引き続きの改善をお願いします。
- 2) 日本看護協会の「夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」に遵守し、そのために必要な人員の確保に向けて、引き続き努力をお願いいたします。
- 3) 夜勤・土日祝日従事者の夜勤手当の増額、休日手当の増額を求めます。
- 4) 看護補助者の業務量が多いことや医師の働き方改革に伴うタスクシフト化、人手不足の実態に鑑み、契約職員として賞与を支給するなどの労働条件改善を求めます。

①教職員からの相談に対応します。

昨年度に引き続き、ハラスメント、サービス残業など相談に応じ、解決を図る。

②全大教、徳島労連、徳島県医労連、徳島県国公労連などと連携をとりながら活動に取り組みます。

		2024年度（2024年6月－2025年5月）一般会計決算報告			
		2025年度（2025年6月－2026年5月）一般会計予算案			
収入の部					
費目	備考	2025年度予算	2024年度予算	2024年度決算	差額（決算－予算）
前年度繰越金	通帳・現金	3,096,484	2,955,750	2,955,750	0
組合費	常勤職員組合員100名，非常勤職員組合員32名	2,184,000	2,184,000	2,210,300	26,300
「特別会計」からの繰入金		0	0	0	0
旅費	※全大教組合費と相殺	0	50,000	0	-50,000
旅費・交通費補助	※全大教中国四国地区協議会，医労連より	0	50,000	16,740	-33,260
その他（利息）		1,000	20	1,542	1,522
その他（寄付金・雑収入）	全大教中国四国地区教研集会開催費支援金	0	0	1,227	1,227
収入合計		5,281,484	5,239,770	5,185,559	-54,211
支出の部					
費目	内訳	2025年度予算	2024年度予算	2024年度決算	差額（予算－決算）
加盟団体組合費	全国大学高専教職員組合組合費	1,204,800	1,207,800	1,204,800	3,000
	徳島県労働組合総連合会費	150,000	150,000	150,000	0
	徳島県医療労働組合連合会会費	48,600	48,600	48,600	0
	徳島県国家公務員労組共闘会議加盟費	46,800	46,800	47,520	-720
	四国地区大学高専教職員組合連絡会分担金	35,000	35,000	32,500	2,500
小計		1,485,200	1,488,200	1,483,420	4,780
出張費	遠隔地出張費	100,000	100,000	81,240	18,760
	市内近郊出張費	100,000	100,000	124,200	-24,200
小計		200,000	200,000	205,440	-5,440
活動費	会議費	20,000	40,000	2,895	37,105
	通信費	15,000	12,000	12,618	-618
	消耗品費	10,000	12,000	5,199	6,801
	印刷費	10,000	10,000	6,658	3,342
	アルバイト人件費	0	10,000	0	10,000
	資料費	10,000	10,000	0	10,000
	研修費	10,000	10,000	1,000	9,000
	文化・レクリエーション費	200,000	200,000	146,640	53,360
小計		275,000	304,000	175,010	128,990
地区活動費（支部費）	常三島地区活動費	30,000	30,000	0	30,000
	蔵本地区活動費	30,000	30,000	0	30,000
小計		60,000	60,000	0	60,000
共闘費	原発撤退・エネルギー転換を求める徳島連絡会会費	10,000	5,000	0	5,000
	徳島労連国民春闘討論集会参加費	1,000	1,000	0	1,000
	その他	15,000	15,000	0	15,000
小計		26,000	21,000	0	21,000
その他	事務室整備費	50,000	10,000	103,600	-93,600
	事務室電気料金	20,000	20,000	14,650	5,350
	慶弔費	150,000	150,000	70,000	80,000
	労災保険料	0	0	0	0
	金融機関手数料	22,000	22,000	20,955	1,045
	組合費返金	0	0	16,000	-16,000
	予備費	2,993,284	2,964,570	0	2,964,570
小計		3,235,284	3,166,570	225,205	2,941,365
支出合計		5,281,484	5,239,770	2,089,075	3,150,695
差引残高				¥3,096,484	
				（⇒25年度へ繰越）	

	2024年度	教職員共済生協大学事業所関係決算報告		
収入の部				
	2023年度決算	2024年度決算	備考	
前年度繰越金	639,910	672,183		
事務委託手数料	32,267	31,231		
会議旅費	0	0		
利息	6	99		
その他	0	0		
計	672,183	703,513	対前年度比：+¥31,330	
支出の部				
	2023年度決算	2024年度決算	備考	
組合一般会計へ繰入	0	0		
会議旅費支給	0	0		
その他	0	0		
計	0	0		
2024年度末残高		703,513		
	2024年度	組合基金の現況		
	2023年度決算	2024年度決算	備考	
出資金 (A)	200,000	200,000		
定期預金 (B)	1,324,394	1,324,406	今期利息 = 12円	
普通預金	繰越金	214,738	231,568	
	出資配当金	3,184	3,184	今期配当金 = 4,000 - 816 (税)
	利用配当金	13,644	12,445	
	利息	2	36	
	組合一般会計へ繰入	0	0	
	小計 (C)	231,568	247,233	
合計 = (A)+(B)+(C)		1,755,962	1,771,639	対前年度比：+ ¥16,864
	「特別会計」残高合計 =		2,475,152	(対前年度比：+ ¥49,137)

監査報告書

徳島大学教職員労働組合の事業執行状況及び会計・財政状況について、同組合規約第 20 条に基づき監査委員会を開催し、監査を実施しました。
その監査結果を、下記の通り報告します。

記

監査日 2025 年 6 月 18 日（水）17 時 30 分開始

監査場所 （総合科学館 3 号館 教職教育院長室）

監査所見

2024 年度における事業報告、収入、予算執行計画及び実施状況について、各地区の出納帳・領収書台帳・預金通帳・貯金通帳などにより監査を実施しました。その結果、それぞれが概ね適正に執行され、表示されていることを確認しました。

徳島大学教職員労働組合 監査委員会

2025 年 6 月 25 日

監査 （堤和博）印

監査 （篠原佳奈）印

全大教中央執行副委員長への推薦に関する件

全国大学高専教職員組合(全大教)中央執行委員会副委員長候補者として、当組合の組合員である山口裕之氏を推薦することについてご審議ください。

徳島大学教職員労働組合規約

(前 文)

私たちは大学に働く教育研究労働者として、日本国憲法を尊重し、経済的、社会的、文化のおよび政治的地位の向上を目指す。

私たちは研究・教育の自由の確保と医療の充実、教育の民主化に努力する。

私たちは組合を民主的に運営し、信義と友愛の精神で固く団結する。

第 1 章 総 則

(名 称)

第一条 この組合は徳島大学教職員労働組合（略称「徳大労組」、以下「組合」）という。

(組合員)

第二条 組合は、徳島大学職員等、及びNPO 法人あゆみ保育園職員であって、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合規約（以下「規約」という）に従う者をもって組織する。ただし、以下の者は組合員となることはできない。従前に組合員であった者は以下の役職任用期間は2で定める賛助会員の扱いとする。

①教員

役員並びに教育研究評議会に参加する以下の教員：学部長、研究科長、研究所長、図書館長、共同利用教育研究施設長、評議員 等

②病院関係

役職手当が支払われる以下の職員
附属病院長、看護部長、副看護部長 等

③行政職

総務部の部長、次長、課長（同等の職位）以上の職にある者、および人事担当職

④NPO 法人あゆみ保育園

園長の職にある者

2. この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員は、各種議決権、組合役員選挙権、同被選挙権、団体交渉への参加など、労働組合法上の権利を行使することはできない。

(事務所)

第三条 組合は事務所を徳島県徳島市蔵本町2丁目五十番地および徳島市南常三島町1-1徳島大学内におく。

(支 部)

第四条 組合に支部をおく。

2 各支部は、大会の議決によって設置され、この規約の精神に基づき、この規約の範囲内でそれぞれの支部規約その他必要な規則を定める。

(職種階層別部会)

第五条 組合に職種階層別部会（以下「部会」という）をおくことができる。

2 部会は大会の議決によって設置され、規約の精神に基づき、規約の範囲内でそれぞれの部会規約その他必要な規則を定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第六条 組合は、組合員の団結および相互扶助により勤務条件を維持改善することを主たる目的とし、その経済的、社会的、政治的および文化的地位の向上をはかり、あわせて大学における教育・研究・医療の充実発展、および大学の民主化の徹底を期することを目的とする。

(事 業)

第七条 組合は前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- ① 組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件の改善に関すること。また、職員の意に反する不利益処分に関する審査を大学当局等に対し請求すること。
- ② 学問、思想の自由、教育、研究、医療の充実発展、および大学の民主化に関し大学当局等に対し要求すること。
- ③ 組合員の共済および福利の増進に関すること。
- ④ 組合員の教養、技能の向上および健康の増進に関すること。
- ⑤ 組合員のレクリエーションに関すること。
- ⑥ 機関紙を発行すること。
- ⑦ その他、組合の目的達成に必要な事項。

第 3 章 組織及び機関

(機 関)

第八条 組合に次の機関をおく。

大会、中央委員会、中央執行委員会、監査委員会および選挙管理委員会。

(大 会)

第九条 大会は組合の最高議決機関であって代議員で構成する。

2 定期大会は、原則として毎年六月に中央執行委員長が招集する。

ただし、次の場合は、臨時に招集しなければならない。

- ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 中央委員会の議決があったとき。
- ③ 監査委員会が組合財産の状況について招集を要求したとき。
- ④ 組合員の二〇分の一以上が討議事項を示して要求したとき。
- ⑤ 二支部以上が討議事項を示して要求したとき。

- 3 大会の議長および書記は出席代議員の互選により選出する。
- 4 各支部は大会代議員を、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出する。

代議員数は次のように定める。

支部組合員数	代議員数
1～10	1
11～20	2
21～30	3
31～40	4
41～50	5
51～60	6
61～70	7
71～80	8
81～90	9
91～	10

代議員数の上限は一〇名とする。

具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。

- 5 代議員の任期は一ヵ年とする。ただし重任をさまたげない。任期途中の代議員の転出又は退職により、中央執行委員会で推薦され、一定期間組合員全員に周知して承認された後、就任した代議員の任期は、前任者の残りの期間とする。
- 6 代議員は任期満了後であっても、後任が就任するまでその職務を行うものとする。
- 7 大会には中央執行委員会役員は出席しなければならない。中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならないが議決に参加することはできない。

(大会の審議事項)

第十条 次の事項は大会で審議決定しなければならない。

- ① 組合規約の制定および改廃。
- ② 組合経費の予算および決算の承認。
- ③ 争議行為の開始に関する承認。
- ④ 同盟罷業に関する事項
- ⑤ 役員および中央委員の選出の承認。
- ⑥ 組合員の上部団体役員就任の承認。
- ⑦ 他の組合、団体との連合、それへの加入およびそれからの脱退。
- ⑧ 運動方針の決定および事業報告。
- ⑨ 組合員および役員の制裁。
- ⑩ 組合基金の流用および重要な組合資産の処分。
- ⑪ 資金の借入れについて
- ⑫ 支部、部会の設置および廃止。
- ⑬ その他組合員を拘束する重大な事項。

(大会の成立)

第十一条 大会は代議員総数の過半数の出席で成立する。前条の第二、第三、第五、第六、第七、第八、第十二、第十三号については出席代議員の過半数の賛成で成立し、第一、第四、第九、第十号、第十一については直接無記名投票で代議員総数の過半数の賛成を必要とする。第五号は選挙細則に定める。ただし第一および組合員の二〇分の一以上の直接投票の要求があった事項に関しては、前段の手続きをしたのち全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって全組合員の過半数の賛成を必要とする。

(中央委員会)

第十二条 中央委員会は大会につぐ議決機関であって、中央委員をもって構成する。

2 中央委員会は、中央委員会は、少なくとも毎年度一回、中央執行委員長が招集する。そのほか、中央執行委員長が以下の場合に招集する。

- ① 中央執行委員会が必要と認めたとき。
- ② 中央委員の五分の一以上が討議事項を示して要求したとき。

3 中央委員会の議長等は中央委員の互選により選出する。

4 中央執行委員会役員は、議案について説明し、必要な報告を行い、また質問に応じなければならない。

(中央委員会の審議事項)

第十三条 中央委員会は次の事項を審議決定する。

- ① 運動方針の具体化に関する事項。
- ② 大会の議決により委任された事項。
- ③ 労働協約の締結に関する事項。
- ④ 争議行為の開始に関する事項。
- ⑤ その他中央執行委員会または中央委員会が審議することを必要と認めた事項。

(中央委員の選出)

第十四条 中央委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。

委員数は次のように定める。

支部組合員数	委員数
1～20	1
21～40	2
41～60	3
61～80	4
81～	5

委員数の上限は五名とする。

2 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。

3 中央委員の任期は一ヵ年とする。ただし重任

をさまたげない。任期途中の中央委員の転出又は退職により、中央執行委員会で推薦され、一定期間組合員全員に周知して承認された後、就任した中央委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

- 4 中央委員は任期満了後であっても、後任が就任するまでその職務を行うものとする。

(中央委員会の成立)

第十五条 中央委員会は中央委員の三分の二以上の出席で成立する。

- 2 議事の決定は原則として出席者の過半数の賛成で成立する。

(中央執行委員会)

第十六条 中央執行委員会は、組合の中央執行機関であって、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長および各支部選出の中央執行委員をもって構成する。

- 2 中央執行委員会は大会および中央委員会の議決を執行し、また、その他の緊急の事項を処理してこれに関し大会および中央委員会に責を負う。
- 3 中央執行委員会の会議は必要に応じて中央執行委員長が招集する。
ただし、各中央執行委員会役員は審議事項を示して中央執行委員会の会議の招集を要求することができる。
- 4 中央執行委員長は中央執行委員会の会議の議長となる。
- 5 中央執行委員会の会議においては、委員会が認める者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 6 中央委員は中央執行委員会の会議に参加することができる。

(中央執行委員会の審議事項)

第十七条 中央執行委員会は、次の事項を審議決定する。

- ① 大会および中央委員会の議決に基づき、組合の業務執行に必要な事項。
- ② 大会および中央委員会に提出する事項。
- ③ その他中央執行委員会みずからが組合の業務遂行上必要と認めた事項。

(中央執行委員会の成立)

第十八条 中央執行委員会は中央執行委員会役員過半数の出席で成立する。

- 2 議事の決定は原則として出席者の過半数の賛成で成立する。

(中央執行委員会のもとにおく組織)

第十九条 中央執行委員会のもとに、書記局ならびに必要なに応じて専門部会をおく。各部会には必要なに応じて部長および部員をおく。中央執行委員会は必要のあるときは、臨時に特別専門委員会を設けることができる。

- 2 書記局は、書記長、書記次長および書記局員をもって構成し次の事務を行う。
- ① 組合経費の予算案の編成、予算の執行、決

算書の作成その他会計経理に関すること。

- ② 組合員名簿に関すること。

③ 用度の調達、物品の保管、払出しおよび事務所の管理その他庶務に関すること。

④ 各種の会議の準備および議事録の作成に関すること。

- ⑤ その他書記局事務に関すること。

- 3 書記局および各部会の内部組織は、別に定める。

(監査委員会)

第二十条 監査委員会は、次の業務を行う。

- ① 組合の資産および会計を年一回以上監査し、中央執行委員会から決算の報告を受け、その結果を決算報告が行われる大会に報告する。不正を発見したときは中央委員会または大会に報告する。
- ② 組合財産の状況について中央執行委員会に対し、臨時に大会の招集を要求することができる。

(選挙管理委員会)

第二十一条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- ① 選挙の公示に関すること。
- ② 立候補の受理審査および候補者氏名の発表に関すること。
- ③ 投票および開票の管理ならびに立会人の指定に関すること。
- ④ 投票の有効無効の判定および当選者の発表に関すること。
- ⑤ その他選挙管理に必要な事項。

第 4 章 役 員

(役 員)

第二十二条 この組合に次の役員をおく。

中央執行委員長 一名

中央副執行委員長 一名

書記長 一名

書記次長 各支部から一名

会計 二名

支部選出中央執行委員 第二十三条 4 で定める人数

監査委員 二名

選挙管理委員 支部選出中央執行委員と同じ人数

- 2 中央執行委員長はこの組合を代表し、組合の業務を統轄する。
- 3 中央副執行委員長は、中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 書記長は、書記局の長として中央執行委員長を補佐し、組合の一般事務を処理する。
- 5 書記次長は、書記長を補佐し、書記長に事故あるときはその職務を代行する。また、書記次長は支部において支部長として支部の組合活動の統轄を行う。
- 6 会計は、業務を分担して組合の会計事務を処理する。
- 7 監査委員は、監査委員会を組織し、その業務

を分担する。

- 8 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員の選挙業務を執り行う。

(役員選挙)

第二十三条 この組合の役員および中央委員は大会で、事前に行われる選挙の結果の承認を得て選出される。

- 2 中央執行委員長、中央副執行委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員は、自由に立候補した組合員の候補者の中から全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって選出されなければならない。
- 3 前項の選挙は選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員会の構成その他選挙に関する必要な規定は別に定める。
- 4 支部選出中央執行委員は支部ごとに、自由に立候補した組合員の候補者の中から、支部の全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票により、選出される。
委員数は次のように定める。
組合員が五〇名以下の支部一名
組合員が五一名以上一〇〇名以下の支部二名
組合員が一〇一名以上の支部三名
また、中央執行委員長が必要と認めた者を、中央執行委員として加えることができる。
- 5 具体的な選出方法については、別に定める「徳島大学教職員労働組合役員選出規定」を準用するものとする。
- 6 任期途中で役員が転出又は退職した場合は、中央執行委員会の推薦により中央委員会の承認を得ることで後任役員を選出する。

(役員任期及び兼任)

- 第二十四条 役員の任期は一ヵ年とする。ただし重任をさまたげない。
- 任期途中の役員の転出又は退職により、中央執行委員会で推薦され就任した役員の任期は、前任者の残りの期間とする。
- 2 役員は任期満了後であっても、後任が就任するまでその職務を行うものとする。
 - 3 役員は他の役員の地位を兼ねることができない。

(専従役員)

第二十五条 中央執行委員会は第二十三条に規定する役員のうち若干名を専従役員とすることができる。

(特別執行委員)

- 第二十六条 この組合に、特別執行委員を若干名おくことができる。
- 2 特別執行委員は、中央執行委員会の推薦をえて、組合が加入する上部団体役員に選出された者であって、第二十三条第2項の手続きによって中央執行委員に選出されていない組合員の

うち、上部団体の役員の就任が大会で承認された者とする。

- 3 特別執行委員は、必要に応じて中央執行委員会に参加することができる。ただし、議決権を有しない。また、特別執行委員の出席の有無は、中央執行委員会の成立要件にはかかわらない。
- 4 特別執行委員の任期は、当該上部団体の役員の任期によるものとする。

(組合職員)

第二十七条 中央執行委員会は書記などの組合職員をおくことができる。その待遇に関しては別に定める。

- 2 組合職員は、書記長の指示により業務に従事する。

第 5 章 会 計

(経 費)

- 第二十八条 この組合の経費は、組合費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 2 この組合の予算および会計経理について、必要な手続は別に細則で定める。
 - 3 組合費は別規約に定める。
 - 4 寄付金の授受は中央委員会または大会の承認を要する。
- 第二十九条 この組合の会計年度は毎年六月一日に始まり、翌年五月三十一日に終る。年一回、定期大会には組合員によって委嘱された職業的資格のある会計監査人による正確であることの証明を付して、会計報告を行わなければならない。

第 6 章 組 合 員

(加入及び脱退)

- 第三十条 この組合に加入しようとする者は、原則として支部を経由して中央執行委員会に加入申込書を提出し組合員名簿に登録されなければならない。ただし、特別の場合は加入申込書を直接中央執行委員会に提出することができる。
- 2 この組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにし、中央執行委員会に届けなければならない。
 - 3 大会の議決により除名された者は、大会の承認により組合員の地位を回復する。また組合費の滞納により除名された者は、滞納組合費を完納することにより、組合員の地位を回復できる。
 - 4 この組合の趣旨に賛同する者を、中央執行委員会の承認を得て、賛助会員として受け入れることができる。ただし、賛助会員は、組合員としての権利を付与されない。

(専従役員組合員)

第三十一条 組合員でないものが第二十三条の役員に立候補しようとするときは、選挙管理委員会に届出て承認をうけなければならない。

(組合員の権利及び義務)

第三十二条 組合員は、労働組合のすべての活動

に参加する権利、及び均等の取扱いを受ける権利を有する。

2 組合員は、以下の権利を有する。

- ① 各自平等に役員および中央委員を選挙し、またこれらについて選挙されて就任すること。
- ② 大会、中央委員会、中央執行委員会および選挙管理委員会等に自由に意見を申し出ること。
- ③ 会計書類を閲覧し、会計監査の公表を求めること。
- ④ 組合の管理する各種の施設を利用し、各種の催し物に参加すること。
- ⑤ 組合活動によって不利益を受けたときは、救援を受けること。
- ⑥ 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によってその資格を奪われないこと。

3 組合員は、以下の義務を有する。

- ① 大会、中央委員会および中央執行委員会の議決に従うこと。
- ② 大会で定める組合費その他の費用を納入すること。

(制 裁)

第三十三条 組合員であって、規約に違反し、もしくは組合の統制を乱し、または組合員の名誉を汚した者は大会の議決により、権利の停止、または除名される。

2 役員であって不適任と認められる者は、大会の議決によって解任される。

3 前二項の場合、大会は、書面による請求にもとづき大会が指名する査問委員会または中央執行委員会に、事実の調査と制裁を提案させる。また大会は制裁を受けようとする者の弁明を聴取してからでなければそれを議決してはならない。

4 第一、第二項の制裁を受けた者が決定に不服のある場合は、1ヶ月以内に大会に抗告を行うことができる。

ただし、除名にあつては、組合員の五分の一以上の者がその措置を不当と認め請求したときは、大会において再審議する。

5 組合員であって一年以上組合費を滞納した

者は完全資格組合員と認めず組合員としての権利を停止される。

滞納組合費を完納したときは、権利を回復する。

第 7 章 解 散

(解 散)

第三十四条 組合を解散しようとする場合は、全組合員の直接無記名投票による全組合員の過半数の同意によらなければならない。

第 8 章 雑 則

(規約の改正)

第三十五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二〇分の一以上の連署によって行うことができる。

2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しなければならない。

(細 則)

第三十六条 中央委員会は、規約の実施に必要な細則を定めることができる。

(組織財産の継承)

第三十七条 本組合は、二〇〇四年三月三十一日までの職員団体としての「徳島大学教職員組合」の組織および財産すべてを受け継ぐものとし、その内容に関しては細則に定める。

附則 規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。この規約は二〇〇九年七月十八日に一部改正し、二〇〇九年七月十八日より施行する。この規約は二〇一二年六月三〇日に一部改正し、二〇一二年六月三〇日より施行する。この規約は二〇一三年六月二九日に一部改正し、二〇一三年七月一日より施行する。この規約は二〇一六年七月二日に一部改正し、二〇一六年七月二日より施行する。この規約は二〇二二年七月二日に一部改正し、二〇二二年七月二日より施行する。

徳島大学教職員労働組合 組合費規約

第一条 本規約は徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という）組合員の組合費を定めるものである。

第二条 組合員とは、徳島大学職員等および NPO 法人あゆみ保育園職員であって、自ら組合に加入することを選び、徳島大学教職員労働組合規約（以下「規約」という）に従う者をいう。

2 また、この組合の趣旨に賛同する者を、中央

執行委員会の承認を経て、賛助会員として受け入れることができる。賛助会員の会費については、組合員と同様に取り扱うこととする。

（組合費）

第三条 組合員は一月の組合費として以下の金額を当該月の月末までに納入しなければならない。

職種	年齢 (ただし、事務職員等・看護師としての最初の就職が 30 歳以上であった場合は、実年齢から 10 歳引いた年齢。)		
	20 代	30 代	40 代以降
教員（特任教員・特任研究員を含む）	2,000 円		
事務職員・技術職員・技能職員	800 円	1,600 円	2,000 円
看護師	1,000 円	1,700 円	2,000 円
パート職員（短時間勤務の再雇用職員を含む）	600 円		
契約職員（医員・研修医・フルタイム勤務の再雇用職員を含む）	1,000 円		
任期付医療技術職員			
非常勤講師	200 円		
個別契約	応談（600～2,000 円）		

時短勤務期間中の組合費

職種	年齢 (ただし、事務職員等・看護師としての最初の就職が 30 歳以上であった場合は、実年齢から 10 歳引いた年齢。)		
	20 代	30 代	40 代以降
事務職員・技術職員・技能職員	500 円	1,000 円	1,200 円
看護師	600 円	1,000 円	1,200 円
契約職員（医員・研修医・フルタイム勤務の再雇用職員を含む）	600 円		
任期付医療技術職員			
個別契約	応談（500～1,600 円）		

2 ただし育児休業、介護休業を取得する、有期雇用職員が年 10 日を超える病気休暇を取得す

るなどして 1 月以上無給となる場合は、組合費の納入を免除される。その際、無給となる期間

が 30 日以上 60 日未満の場合は 1 月分を、60 日以上 90 日未満の場合は 2 月分を免除し、以下同様に算定することとする。

(制裁)

第四条 組合員であつて、第三条 2 に定める事情を除き、1 年以上組合費を滞納した者は組合員としての権利を停止される。ただし、滞納組合費の納入を開始したときは、権利を回復できる。
(規約の改正)

第五条 改正の発議は、中央執行委員会および各支部または組合員の二十分の一以上の連署によって行うことができる。

2 規約を改正しようとする場合は、その改正案を大会の十五日前までに書記局に提出しなけ

ればならない。

3 改正の議決は大会参加者の三分の二以上の賛成を以て行う。

附則 本規約は二〇〇四年二月二十一日に制定し、二〇〇四年四月一日より施行する。(二〇一〇年六月二十六日 一部改正。2012 年 6 月 30 日一部改正、2012 年 1 月 1 日より施行。2013 年 6 月 29 日一部改正、2013 年 7 月 1 日より施行。2014 年 6 月 28 日一部改正、7 月 1 日より施行。) 2019 年 6 月 29 日一部改正、7 月 1 日より施行。2022 年 7 月 2 日一部改正、7 月 2 日より施行。

徳島大学教職員労働組合役員選出規定

第 1 章 総 則

第 1 条 徳島大学教職員労働組合規約（以下単に規約と言う）第 22 条および第 23 条に基づき、本規定を定める。

第 2 条 本規定は組合役員（中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙管理委員）の選挙もしくは選出、決定について適用する。

第 2 章 組合役員の選挙

第 3 条 中央執行委員長、中央執行副委員長、書記長、書記次長、会計、監査委員および選挙監理委員の選出は、規約第 23 条に基づき、全組合員の直接無記名の投票により行なう。ただし、選挙管理委員会が必要と認めた場合のみ、電子メール等による投票を行うことができる。

第 4 条 選挙に関わる業務は選挙管理委員が行なう。

2. 選挙管理委員会は、第 3 条に規定さ

れた選挙によって選出された選挙管理委員で構成する。

3. 選挙管理委員長は選挙管理委員の互選により選出する。

第 5 条 選挙管理委員会は委員長がこれを召集し、その運営は規約 21 条に準拠する。

第 6 条 選挙管理委員会は、規約第 21 条に規定された次の業務を行なう。

(1)選挙公示に関すること。

(2)立候補の受理、審査および候補者氏名の発表に関すること。

(3)投票および開票の管理ならびに立会人を指定すること。

(4)投票の有効、無効および当選者の発表に関すること。

(5)その他、選挙管理に必要な事項。

第 7 条 選挙の公示は投票開始日の 14 日前までに行なう。

第 8 条 立候補者を推薦するときは、本人の承認を得て、決められた推薦立候補届

に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第9条 選挙に立候補する組合員は、決められた立候補届に所定の事項を記入して、公示日から投票開始日の7日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 推薦立候補者および立候補者の数が各役員の定数を越えたときは、定員1名のものは単記で、定員2名以上のものについては2名以上の連記で投票する。

第11条 選挙および信任投票は組合員の有権者総数の3分の2以上が投票することにより成立する。

2. 選挙および信任投票が成立しない場

合は、改めて投票のやりなおしを行なう。

第12条 選挙の当選者は、有効投票の多数を得たものから順次決定する。投票同数の場合は、そのものについて決戦投票を行なう。

第13条 信任投票の場合には、有効投票の過半数の支持により信任されたものとする。

第3章 中央執行委員の選出

第14条 中央執行委員の選出は、規約第23条4項の規定にしたがって支部ごとに行ない、大会において承認を求めるものとする。

徳島大学教職員労働組合出張費規定

1. 徳島大学教職員労働組合（以下「組合」という。）が支給する出張費について以下の通り規定する。

1) 遠隔地出張費 組合が加盟あるいは連携している団体（全大教、同四国地区連絡会、医労連、教職員共済生協等）の会議、集会、共同行動等に参加するため、組合員が遠隔地へ出張するための費用。

2) 市内近郊出張費 組合員が徳島市内（通常の勤務地区以外の場に限る。）および近郊で開催される組合または徳島労連の会議、集会、大学側との交渉等に参加するための費用。ただし徳島大学常三島地区・新蔵地区間など徒歩圏内の移動は対象外とする。

なお、「遠隔地」か「近郊」かの判断は、その都度中央執行委員会が行う。

2. 出張費の支給額については以下の通りとする。

1) 遠隔地出張費は、往復交通費、現地交通費、

宿泊費および日当の合計額とする。

2) 市内近郊出張費は、市内近郊交通費とする。ただし、日当を支給することができる。

3) 往復交通費は、鉄道（片道50kmを超える場合は特急）の運賃により計算し、往復割引および乗継割引を適用する。ただし、バスを利用することがより合理的である場合は、その運賃の実額を支給する。また、東京、新潟または福岡以遠の地域については航空機を利用することができる。航空運賃は出張日時点の正規運賃の70%を支給する。ただし急に出張する必要が生じるなど、やむを得ない事情のある場合は、上記の計算方法によらず、実額を支給することができる。

4) 現地交通費は1日につき2,000円とする。

5) 宿泊費は1泊9,000円とする。

6) 日当は1日3,000円、半日1,500円とする。

ただし出張先での実質拘束時間が2時間超6時間以下の場合半日分を、同じく6時間

超 10 時間以下の場合 1 日分を支給し、以下同様に算定することとする。

7) 市内近郊交通費は 1 日につき一律 800 円とする。ただし、実額が 800 円を超えるときは、実額を支給することができる。

8) 乗用車を利用する場合は、3) にしたがって鉄道運賃またはバス運賃の実額を支給する。

3. 出張費の管理は中央執行委員会が行う。

4. 運賃の改定、交通手段の変更があった場合は、それに応じて出張費を算出する。

5. 会議や集会等にもなう懇親会の会費は基本的に自己負担とする。ただし、情報交換会等の形で会議や集会等のプログラムに懇親会が組み込まれている場合は、中央執行委員会で審議し、出張旅費に懇親会参加費を加えることができる。

附則：この規定は 1996 年 6 月より施行する。2009 年 7 月 18 日に一部改正し、2009 年 3 月 25 日より施行する。2012 年 6 月 30 日に一部改正し、2012 年 1 月 1 日より施行する。2014 年 6 月 28 日に一部改正し、2014 年 7 月 1 日より施行する。

徳島大学教職員労働組合慶弔規定

1. 組合員の慶弔事に当たっては次の各号を基準として支出を行う

A：慶事

- | | |
|----------------|----------|
| 1) 本人の結婚 | 10,000 円 |
| 2) 本人および配偶者の出産 | 5,000 円 |

B：弔事

- | | |
|--------------|----------|
| 1) 本人の死亡 | 20,000 円 |
| 2) 配偶者の死亡 | 10,000 円 |
| 3) 一親等の親族の死亡 | 5,000 円 |

C：病気（事故を含む）

- | | |
|--------------------------------|---------|
| 21 日以上勤務できない場合または 7 日以上
の入院 | 5,000 円 |
|--------------------------------|---------|

D：転退職

- | | |
|-----------------------|----------|
| 1) 定年退職（早期退職制度利用者を含む） | 10,000 円 |
| 2) 上記以外の転退職 | 5,000 円 |

E：上記以外の不慮の災害など 1 万円以内
で四役が決定

2. 支出の管理は中央執行委員会が担当する。上記の支出に際しては記録帳簿を作成するものとし、領収書の添付は原則として求めない。

3. この規定は 1996 年 6 月より実施する。

（1996 年 6 月 15 日の徳島大学教職員組合第 39 回大会で確認）

（2015 年 7 月 4 日の徳島大学教職員労働組合第 12 回定期大会において一部改正し、2015 年 3 月 18 日より施行する。）